

答申第48号
令和3年9月29日

高崎市長 様

高崎市情報公開審査会
会長 阿部 圭司

高崎市情報公開条例第19条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成30年3月23日付けで諮問のありました下記審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

諮問番号：諮問第53号

平成29年9月19日付け（第168-36号）「行政文書不存在決定」に係る審査請求

別紙

諮問番号：諮問第53号

答申番号：答申第48号

答 申 書

第1 審査会の結論

高崎市が行った決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書公開請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、高崎市情報公開条例（平成14年高崎市条例第42号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、高崎市長（以下「実施機関」という。）に対し、平成29年8月31日付けで「高崎市介護保険条例（条例第34号）第26条（苦情処理）「市長は、認定処分に対する不服及び介護サービスの利用に係る苦情等に対し、適切な対応を図るための体制を整備するとともに、法第184条に規定する介護保険審査会又は群馬県国民健康保険団体連合会と緊密な連携を図らなければならない。」つきましては、この条文に関する次の情報。①市長は、偽造ケアプランの利用に係る苦情に対し、どの様な適切な対応を図るための体制を整備したのかが分かる情報。」という内容の行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、平成29年9月19日に、本件請求に係る行政文書（以下「本件行政文書」という。）について、行政文書不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、不存在の理由を次のとおり付して請求人に通知した。

（不存在の理由）

公開請求に係る情報が記載されている文書が存在しないため、不存在。

3 審査請求

請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、本件処分を不服として、実施機関に対し、平成29年11月10日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 弁明書の送付

実施機関は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の規定に基づき、平成29年12月28日付けで弁明書を請求人に送付した。

5 反論書の提出

請求人は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第1項の規定に基づき、平成30年1月15日付けで反論書を提出した。

第3 当事者の主張

1 請求人の主張要旨

請求人は、審査請求書、反論書において、おおむね次のように主張している。

高崎市長は、平成29年9月19日付、「行政文書不存在通知」処分（第168-36号）を取り消し、本件情報を作成し開示しなければ、高崎市介護保険条例第26条違反である。

2 実施機関の主張要旨

実施機関は、弁明書並びに令和2年3月5日の当審査会における説明において、おおむね次のように主張している。

請求人からの苦情申立に対する●●の調査結果や指導結果に係る行政文書は作成しており、あくまで「苦情処理の体制整備に係る方法」が記載された行政文書は存在していないということにすぎない。

ただし、請求人が請求した本件行政文書が当該「苦情申立についての確認結果」である場合は、当該行政文書を公開決定することは可能である。

第4 審査会の判断

請求人は、偽造ケアプランの利用に係る苦情に対し、高崎市は、適切な対応を図るための体制を整備したのかが分かる情報を作成し、開示しなければならないと主張しており、本件行政文書を作成していないことを認識している。

以上のことから、本件決定について、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の経緯（行政文書公開請求）

年 月 日	審 理 経 過 等
平成30年3月23日	諮問
令和2年3月5日	実施機関説明 調査、審議
令和2年8月20日	調査、審議
令和3年3月11日	調査、審議
令和3年8月25日	答申調整
令和3年9月29日	答申

高崎市情報公開審査会委員

会 長	阿部 圭司
副会長	田島 義康
委 員	有賀 長規
委 員	越澤 恭行
委 員	井上 彩